

# 医療安全対策研修会修了

平成 20 年 1 月 25 日、全国から 88 名の参加により「平成 19 年度医療安全対策研修会」が、大森東急インで開催された。

## ◇講演 1：「医療安全管理に必要な心がけ」

看護協会常任理事楠本万里子先生は、医療とは危険なものである。環境要因が人間のエラーを誘発してしまうことを理解し、患者安全のシステムを構築するためには、労働環境を改善しなければならない。患者や国民と共に、医療安全推進のための、組織のネットワーク作りが必要であること等を話された。

## ◇講演 2：「電子カルテが医療安全に果たす役割」

日本医師会今村定臣先生は、医療における IT の導入により医療安全対策のみならず、効率化や省力化も図られるが、様々なリスクの派生も考えられることから、安全対策の構築が重要であることを話された。

## ◇講演 3：「医療事故情報収集等事業の現況について」

(財)日本医療機能評価機構の坂井浩美先生は、医療事故情報収集等事業を平成 16 年 10 月から実施し、さらに平成 18 年 12 月からは、医療事故の発生予防や再発防止を目的として、医療安全情報の作成・提供を始めた。この事例の中から、検査に関する情報を話された。

## ◇講演 4：「医療安全と感染管理」

東京医科歯科大学大学院河原和夫先生は、糖尿病や悪性腫瘍などにより、免疫機能が低下した易感染症患者が増加して、院内感染がおきやすくなっている。薬剤耐性菌の出現により院内感染症が重大な問題となっており、院内感染対策委員会や ICT 活動、院内感染サーベイランスの重要性。更に、輸血に伴う感染症の問題点等について話された。

## ◇講演 5：「静脈穿刺における有害事象」

大阪府赤十字血液センター谷慶彦先生は、献血時の献血者の健康被害は、約 1% の頻度で認められ、その大半は軽微なものである。平成 18 年度 10 月から、国の「献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン」に基づき「献血者健康被害救済制度」を始め、献血に伴う健康被害をさらに少なくするため、日本赤十字社では全国で統一された標準作業手順書を基に、教育訓練を実施していると話された。

## ◇講演 6：「生体検査部門における医療安全対策」

町田理事からは、生理機能検査は検体検査とは異なり、患者、従業者、医療機器の安全管理を必要とし、リスクアセスメントは「人は間違える」「絶対的な安全はない」といったスタンスに立ち論じられる。そのため、機器管理フローの記録の管理が有用であることを話された。

本研修会では、厚く(熱く)重い(思い)テキストが使用された。すぐに使える内容満載のものであり、それぞれの施設で医療安全管理に役立てていただければ幸いである。

【小野 静】

# 投稿 < 研究教育から教育研究へ >

エムティー法務研究会 新屋 博明

## 1. はじめに

技師法の題名は「衛生検査技師法」から「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を経て「臨床検査技師等に関する法律」に変わりましたが、技師法の法律番号は「昭和 33 年 4 月 23 日法律第 76 号」のままです。このことは、今でも昭和 33 年 4 月 23 日法律第 76 号が技師法のベース base として“生きている”ことを意味しています。これを家にたとえると、増築や改築を繰り返したので家の外観は変わったけれど、ベースになっているのは、あくまでも最初に建てた家(昭和 33 年 4 月 23 日法律第 76 号)だということです。

これに対して教育基本法は、法律番号が「昭和 22 年 3 月 31 日法律第 25 号」から「平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号」に変わりました。教育基本法という題名は変わっていないのですが法律番号が変わったということは、新しい法律として生まれ変わったということの意味しています。つまり、増築や改築ではなく、新築したということです。

## 2. 内向きの大学から外向きの大学へ

新・教育基本法に「大学は～成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」(第 7 条 1 項)という条文が盛り込まれたせいか、市民講座や公開講座といったものを企画したり、自治体と交流協定などを結んだりする“外向き”の大学が増えてきました。大学関係者も新・教育基本法の制定を受けて、もはや“内向きの自己満足”的な研究活動だけでは済まされない、という危機感にも似た認識を持つようになったのではないのでしょうか。

## 3. 研究教育から教育研究へ

学校教育法の改正は、教育基本法の改正と異なり一部改正にとどまっているので法律番号は変わっていませんが、生まれ変わった教育基本法に合わせる形で学校教育法も改正されています。

たとえば、改正前の第 52 条(大学の目的)は改正によって第 83 条となり、新たに第 2 項「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」が追加されました。ここで注目すべきは、研究教育ではなく教育研究と謳われている点です。法が敢えて「教育」を「研究」の前に置いたのは、これからの大学のあり方を示唆していると思います。少なくとも、今後は「指導教授、不指導の原則」や「指導しないのが指導教授!」というような伝統は、通用しないと思われます。

## 4. おわりに

大学のなかでも医療系の学部学科は、単なる「学術の中心」(教育基本法第 7 条 1 項)というだけではなく、看護師や技師等の“養成校”としての社会的な役割(使命)も担っているので、それを考えると、医療系の学部学科の先生方には、研究者としての能力もさることながら、教育者としての力量も求められていると思うのです。